

更なる仕事と育児の両立サポートにむけて「行動計画」をリニューアル

当社は、厚生労働省の定める「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、平成28年4月以降の「一般事業主行動計画」を以下の通り定めました。

京三電機は、これからも仕事と育児の両立を目指す社員を支援し、より働きやすい環境づくりに努めて参ります。

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定します。

1.計画期間 : 平成28年4月1日～平成31年3月31日

2.内容 :

目標1

- ・配偶者の出産への立会の他、出産後の育児参加を図るため、子の出生時における配偶者休暇の取得を促進する。
平成31年3月までに、子の出生時の特別休暇の取得方法を個人のニーズにあわせて取得できるよう改訂する。
(子の誕生日より連続3日間としていたものを子の誕生日より8週間以内の任意かつ分割可能な3日とする)

対策1

- 平成28年4月～ 現状の休暇取得状況の把握
- 平成28年9月～ 平成30年度中の制度導入をめざし、社内検討委員会での検討開始

目標2

- ・出産育児支援を図るため平成28年10月までに、ワークライフバランス休暇の取得要件を拡大する。
(出産育児支援での取得を更に拡大。父親・母親・両親学級への参加に利用可能とする)

対策2

- 平成28年4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成28年10月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知